

現行	改正案
II-3-5 顧客保護等	II-3-5 顧客保護等
II-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等	II-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等
(1)～(14) (略)	(同左)
(新設)	(15) 規則第211条の33において準用する規則53条の7に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等（15）」に記載するような体制が整備されているか。
(15) (略)	(16) (同左)